

郷土の古文書

「その 34 飢饉の節稗貯えのための郷蔵建設請証文」

解説・口語訳

【解説】

江戸時代天明 2 年から 7 年にかけては最大の飢饉で特に東北関東の被害は多く、餓死や疫病の流行で全国で 90 万人以上の死者が出たといわれています。

天明 3 年浅間山の大噴火で、より酷(きびし)い凶作に襲われた農民は今迄貸し出された穀代も返済出来ない状態のまま、食糧の稗や麦の拝借願を出さなければならないという有様だったのです。

天明 7 年 6 月江戸幕府では、奥州の飢饉で、苦しい藩政を強いられた白河藩主の松平定信が老中になると同 8 年 9 月に農民が飢饉に備えて穀物を蓄えて置くよう「稗置穀取集」のお触れを出しました。この時早速小和田村では家数 37 軒、人別 180 人(男 90 人・女 90 人)、一軒につき稗 8 升 8 合 6 夕 4 才、合計 3 石 2 斗 8 升の稗を、まだ郷蔵(ごうぐら)がないため、預り主文右衛門宅へ納めると報告しています。

翌年の寛政元年(天明 9 年は 1 月 25 日寛政と改元)には「品々申渡書写」に残されている内容で、

関東筋御料所村々へ次のようなお触れがなされています。

- ・畑高百石に付荒稗(粃付きの稗)3斗宛当年よりお蔵納めすること。
- ・代米の儀は荒稗1石に米2斗づつ稗納めの石高に応じて年貢米の内から下すること。
- ・是迄稗作りをしてなかった村々は今年より作って御蔵納めすること。

そして同時に、今回取り上げた古文書「郷蔵請書」にあるように

・去年の申年(天明8年)の分は、もう御年貢を納めてしまったので今年の秋出来(しゅったい)の分から集穀粃を下することとし、農民達へよく説明して、集穀数を報告すること。

・集穀数がだんだん多くなるので最寄(もより)の村々で組合をつくり、百姓屋敷内等へ郷蔵を建てること。

・その節材料は御林山(おはやしやま)の木を下すること。

・大工や鉄もの、釘、人足は郡中割合で郷蔵を建てるよい場所を決め、その年貢等別紙で申しあげること。

・なるたけ出水を除ける所に地形等造り置き早々蔵詰めするか、帳面に書き記(しる)すかして、御出役が巡回した際見せて御改めを請けること。

等指示され、それを承知致します、と証文に記しています。

幕府の指導のもと、飢饉の時の貯えは出来たのですが、御蔵の管理にかかる費用や蔵番、水難、

火難、鼠除、その他お蔵の稗の詰め替えの手間、あるいはその時に見分(けんぶん)の役人へ差し出す帳面の作成等村にとっては大変な労力と出費で苦しめられたようです。それにもかかわらずこの制度は明治時代のはじめまで続けられていたのです。

参考文献

『国史大辞典』(株) 吉川弘文館

『日本国語大辞典』(株) 学館

【解説文】

郷蔵請書

差上申御請証文之事

一先達而被 仰渡候貯夫食集石高江從

御上茂御差凶加被下候之儀 去申年之

分最早御年貢御蔵納相濟候二付 当秋

出来粃を以被下候旨被仰渡 難有承知奉

畏候 右之趣小前之者共江申聞此段出穀之

(儀) 義猶又出清仕 是迄之通 取計置其時々集

高御役所江御訴申上候様可仕候 追々集穀

数相増候二付而者 最寄村々申合 程能組合

相定百姓屋敷内等江郷蔵相立候様可仕候

勿論右等品々義者 御林木被下候間 大工鉄

もの釘人足等之義者郡中割合相極 郷蔵

建場所宜敷地御年貢等之義組合申合セ

取極り 別紙を以奉申上候 然上者可成丈出水相除

之様寄々申合地形等仕置 追而被仰渡次第

早々蔵詰仕手当之義兼而組合村々申合

置取り入可仕か 帳面二相仕立置御見届ケ之時々

御出役之御方江差出御改請可申候 依而御請

証文指上申処如件

寛政元年西二月

村々

山田河莊神代卷

一先運之江 作海の好ま食集不立らん 従
 所と稱成山名をか引山稱して云申年し
 今其泉山は古山國傳代在海の中南秋
 出年神志より山名江 伊成能可有好記甘
 園の右に山名是と云うに申す時能知能
 云はれたる長江是道と通て申す其時集
 云山名新山山新山と云くは江の延と集
 穀を博く有りて云其方村の中種能知能
 亦定百姓を有て申すは此山と申すは此山
 山名有云と云。河神は此山名は五段
 山の名は山名を移す刻合は此山は
 遠端神宮及び山名をよと云銀合申合也
 五指別城若山より山名をよと云此山は山
 山名をよと云此山は山名をよと云此山は山
 山名をよと云此山は山名をよと云此山は山

寛政元年四月

行



福生市古谷家穀箱(文政4年建築推定)

福生市教育委員会提供